申請要領

申請の窓口
都市整備部　都市整備課

提出書類
1.事前協議書は下記部数を提出してください。うち、広域まちづくり課、資源対策課、泉州南広域消防本部阪南署、大阪府広域水道企業団阪南水道センターには直接提出してください。また、開発事業によっては提出部数の追加が必要な場合がありますので、市担当者の指示に従ってください。市街化調整区域の開発事業と位置指定道路の場合は府の様式を、それ以外の場合は市の様式を使用して下さい。

・都市計画法関係・・・9 部
・建築基準法による道路位置指定・・・8 部
・宅地造成等規制法・・・3 部（都市整備課、広域まちづくり課、副本）
・その他の開発事業・・・8 部
※上記の部数は基本の部数であり、用途等によって増えることがあります。

2.都市計画法第 32 条協議は、2部（正、副）と市各担当課用として市の指示する部数を提出してください。
3.都市計画法第 29 条許可申請書、建築基準法による道路位置指定、宅地造成等規制法の許可申請は、3 部（正、副、副）提出し、市の事務処理後、2 部（正、副）は、市街化調整区域については大阪府へ、それ以外は広域まちづくり課（泉南市役所内）へ、申請者にて提出してください。
4.3 以外の阪南市開発申請書は、2 部（正、副）提出してください。
5.その他、市の各関係課において必要とする図書は、事前協議の時に通知します。